

奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	みよし市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	106-1 : 学資の貸与及び支給に関する事務（高校・大学等）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	115	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	141	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第13の項 奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号） 第3条	みよし市奨学金の支給に関する条例 (昭和49年6月29日条例第30号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他（学生等）（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受け入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって（次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与すること）を目的とする。	この条例は、経済的な理由によって修学困難な（学生及び生徒）についてその学業に必要な資金を支給することにより、（教育の機会均等および有用な人材の育成に寄与する）ことを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		みよし市奨学金の支給に関する条例 (昭和49年6月29日条例第30号) みよし市奨学金の支給に関する規則(平成27年みよし市教育委員会規則第2号)
--------------	--	---

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項1号	みよし市奨学金の支給に関する規則第4条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	奨学金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項1号フ	みよし市奨学金の支給に関する規則第3条第1項第6号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令143条 項1号ヨ	みよし市奨学金の支給に関する規則第6条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める利用特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	生徒、学生及び保護者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2025年06月30日

保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.